

## 1. 生産緑地の買取申出事由について

次のいずれかの場合に、生産緑地行為制限解除の手続（買取申出）ができます。

- (1) **産緑地指定後30年を経過**したとき（特定生産緑地に指定された場合を除く）  
旧豊田地区は令和4年12月4日以降、旧藤岡地区は令和22年4月6日以降
- (2) 主たる従事者が**死亡**したとき
- (3) 主たる従事者が**農業に従事することが不可能な故障を生じた**とき

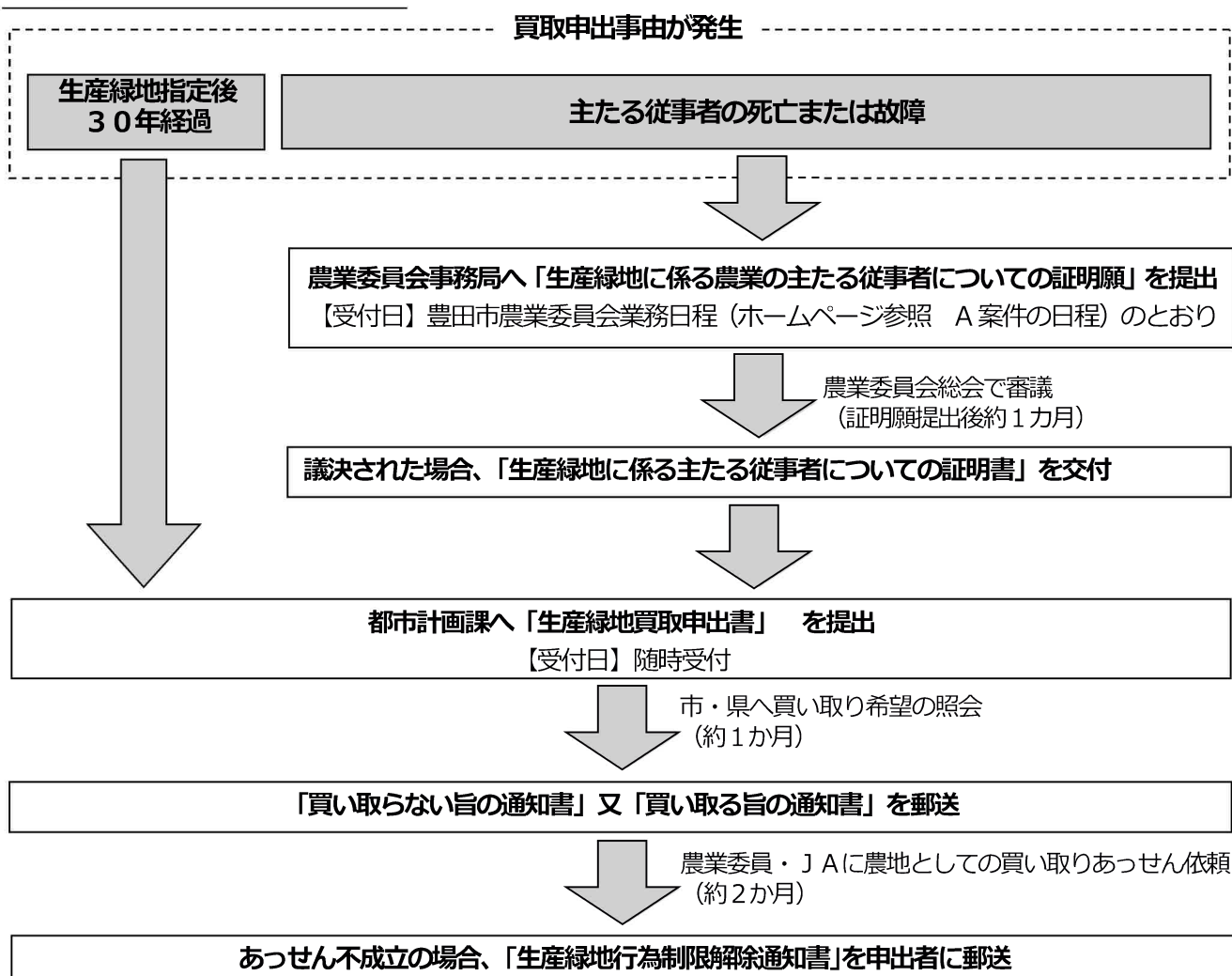
※(2)、(3)の場合、農業委員会発行の「生産緑地に係る主たる従事者についての証明書」が必要です。

※「主たる従事者」とは生産緑地を耕作していた中心人物のことをいい、所有者や世帯主とは限りません。

※故障の場合、「今後の営農が不可能である」(**困難では不可**)と医師に診断されている。(添付要)

※一団で生産緑地に指定してある土地を申請する場合、残される隣地の生産緑地が500㎡未満になると、指定が解除される場合があります。詳しくは都市計画課にお問い合わせください。

## 2. 生産緑地行為制限解除の手順



## 3. 特定生産緑地について

生産緑地の指定から30年を経過するまでに「特定生産緑地」に指定された生産緑地は、行為制限解除の手続が可能となる時期が10年延長されます。また、行為の制限や営農の義務が生じ、主たる従事者の死亡または故障によらない買取申出はできません。

【問合せ先】 豊田市役所 都市計画課 西庁舎4階 TEL: (0565) 34-6620  
豊田市農業委員会事務局 西庁舎7階 TEL: (0565) 34-6639